

告 示

埼玉県告示第百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―一七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵字大谷三百八十八番外二筆

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字油免千二十八番外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百八十三・四三立方メートル

浸透効果量 〇・〇一六四立方メートル毎秒